

死亡届に関する各種手続きのお願い（稲毛区）

※ 死亡届とあわせて亡くられた方が次の表に該当する場合は、それぞれの手続きが必要となります。
代表的なものを示してあります。詳しくは、担当窓口でおたずねください。

【稲毛区役所庁舎】

市民総合窓口課メールアドレス:shiminsogo.1NA@city.chiba.lg.jp

手続きの種類	各手続きの内容	ご用意いただくもの	届出(申請)先	担当窓口	その他	
住民登録関係	<input type="checkbox"/> 住民登録の変更	お亡くなりになった方が世帯主の場合、世帯主の変更が必要です。	・本人確認資料	各区市民総合窓口課 又は 各市民センター	市民総合窓口課1番 043-284-6109	・ 2人世帯の場合は、自動的に変更されます。
	<input type="checkbox"/> 個人番号カードまたは通知カードの返還	個人番号カードまたは通知カードをお返しください。	・個人番号カードまたは通知カード ※カードを持参頂いた方の本人確認資料が必要となります。		市民総合窓口課2番 043-284-6109	※ 本人確認書類の例 ◎1点確認できる書類 ・運転免許証 ・個人番号カード ・住基カード(写真付き) ・在留カード ・旅券等 ◎2点以上で確認できる書類 ・健康保険証 ・年金手帳、年金証書 ・住基カード(写真無) ・学生証等
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードの返還	住民基本台帳カードをお返しください。	・住民基本台帳カード ※カードを持参頂いた方の本人確認資料が必要となります。		市民総合窓口課5番 043-284-6109	
	<input type="checkbox"/> 市民カード(印鑑登録証)の返還	市民カード(印鑑登録証)をお返しください。	・市民カード(印鑑登録証)		市民総合窓口課1番 043-284-6110	・ 住所地以外の区役所及び市民センターではお取り扱いできません。
	<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書の返還	特別永住者証明書をお返しください。	・特別永住者証明書			
国民健康保険・後期高齢者医療	<input type="checkbox"/> 被保険者証等の返還	保険証及び限度額適用標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証をお返しください。	・被保険者証 ・限度額適用標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受領証	市民総合窓口課8番 043-284-6119	・ 退職者医療保険加入の方は同様の手続きが必要となります。 ・ 葬祭費の請求期間は、葬祭を行った日の翌日から2年間です。 ・ 国民健康保険加入者の方で、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合から給付を受ける場合は支給できません。 ・ 葬祭費の振込先をゆうちょ銀行とする場合は、振込用口座番号をご確認ください。	
	<input type="checkbox"/> 葬祭費の請求	葬儀を行った方に対し葬祭費が支給されます。	・葬儀を行った方の銀行口座番号がわかるもの ・会葬礼状、又は葬儀会社からの領収書(葬儀を行った方及びお亡くなりになった方の両方の氏名が記載されたもの) ・届出人の印鑑(認印)			市民総合窓口課6番 043-284-6121
国民年金	<input type="checkbox"/> 受給停止の手続き	国民年金(障害基礎・遺族基礎・寡婦年金)の受給を停止する手続きです。	・ご用意いただくものは、個々のケースにより異なりますので加入されている年金事務所、共済組合等へお問い合わせください。	各区市民総合窓口課 (老齢・通算老齢年金の種類によっては、年金事務所・共済組合となります。)	市民総合窓口課6番 043-284-6121	・ 死亡一時金は、国民年金1号被保険者として納付した年数に応じて支給されます。
	<input type="checkbox"/> 未支給請求	故人に支給できなかった年金の請求です。 (該当者の方のみです。)				
	<input type="checkbox"/> 死亡一時金請求	年金を受給しないまま亡くなった方の遺族へ支給される場合があります。				
	<input type="checkbox"/> 被保険者種別の変更	故人が厚生年金加入者で配偶者が第3号被保険者だった場合に、1号に変更します。				

【稲毛区役所庁舎内市税出張所】

手続きの種類	各手続きの内容	ご用意いただくもの	届出(申請)先	担当窓口	その他
税	<input type="checkbox"/> 相続人代表者の指定	市税の相続人代表者を指定するなどの手続きです。	各市税事務所市市民税課 又は資産税課	西部 市民税課 Tel.270-3140(市税・軽自 資産税課 Tel.270-3143(固定資産) 東部 市民税課 Tel.233-8140(市税・軽自 資産税課 Tel.233-8143(固定資産)	・ 稲毛区・花見川区・美浜区にお住まいの方は、西部市税事務所へお問い合わせください。 稲毛区・花見川区・美浜区に土地、家屋をお持ちの方は、西部市税事務所へお問い合わせください。【固定資産税】 ※お手続きは、稲毛・花見川出張所でもできます。 ・ 中央区・若葉区・緑区にお住まいの方は、東部市税事務所へお問い合わせください。 中央区・若葉区・緑区に土地、家屋をお持ちの方は東部市税事務所へお問い合わせください。【固定資産税】 ※お手続きは、中央・緑出張所でもできます。
	<input type="checkbox"/> 原付(125cc以下)・小型特殊の名義変更ほか	名義変更又は廃車の手続きです。		西部 市民税課 Tel.270-3137 東部 市民税課 Tel.233-8137	
	<input type="checkbox"/> 土地・家屋の名義変更	市内の未登記物件の名義変更の手続きです。		西部 資産税課 Tel.270-3145 東部 資産税課 Tel.233-8145	
	<input type="checkbox"/> 市税の納付	市税の納付の手続きです。		西部 納税第二課 Tel.270-3284(稲毛区) 東部 納税第一課 Tel.233-8138	

裏面へ続きます。

【稲毛保健福祉センター】

手続きの種類	各手続きの内容	ご用意いただくもの	届出(申請)先	担当窓口	その他	
介護保険	<input type="checkbox"/> 被保険者証等の返還	介護保険被保険証及び介護保険負担割合証、介護保険限度額適用認定証をお返しください。	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 ・介護保険限度額適用認定証	各区高齢障害支援課	高齢障害支援課 介護保険室 043-284-6241 koreishogai.INA@city.chiba.lg.jp	・郵送でも可能です ・個々の事情により別途届け出が必要な場合がありますので左記までご連絡ください。
	<input type="checkbox"/> 高齢者緊急通報システム利用廃止届等	緊急システム等をご利用いただいていた場合に、機器の撤去等を行います。	・立会い等ご対応いただける方の連絡先		高齢支援班 043-284-6141	・お電話で承ることが可能な場合もありますので、ご不明点はお問合せください
	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の返還 <input type="checkbox"/> 療育手帳の返還 <input type="checkbox"/> 各種サービス等の停止	各手帳をお返しください。 各種給付の停止手続きです。	・ご用意いただくものは、個々の事情により異なりますのでお問い合わせください。		障害支援班 043-284-6140	
児童福祉	<input type="checkbox"/> 児童手当内容の変更等	児童手当の変更または廃止等の手続きです。	各区子ども家庭課	子ども家庭課 043-284-6137 kodomokatei.INA@city.chiba.lg.jp	・当月末までにお手続きください	
	<input type="checkbox"/> 子ども医療費助成受給資格内容の変更等	受給資格内容の変更または受給券の返還です。				
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭向け支援の手続き	所得等に応じ、医療費助成や手当等の対象となる場合があります。				
	<input type="checkbox"/> 保育所や子どもルームの料金変更等	市民税額等により、利用料金に変更となる場合があります。				
生活保護	<input type="checkbox"/> 生活保護内容の変更	世帯構成の変更に伴う手続きです。	・届出人の印鑑(認印)	各区社会援護課 043-284-6142 shakaiengo.INA@city.chiba.lg.jp	・中国在留邦人等支援法による給付を受けていた方は、その確認証をご持参ください。	
その他	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳の返還 <input type="checkbox"/> 自立支援医療費受給者証の返還 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証の返還 <input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)受給者証の返還	各手帳又は受給証をお返しください。	・手帳又は受給者証(券) ・届出人の印鑑(認印)	各区健康課 健康課 こころと難病の相談班 043-284-6495 kenko.INA@city.chiba.lg.jp	・左記の欄に示したもののほかに下記のようなものの返還があります。 ※千葉市ぜんそく等小児指定疾病医療費助成認定証	

上記の区役所・保健福祉センターでお取り扱いできるもののほか、次のような手続きもあります。(主なものです。)

手続内容	手続先	主な連絡先
相続税・所得税の確定申告	→ 管轄の税務署	千葉東税務署:043-225-6811 千葉南税務署:043-261-5571 千葉西税務署:043-274-2111
車両所有者の名義変更又は廃車の手続	→ 管轄の運輸局等	軽自動車・バイク(125cc超～250cc):軽自動車検査協会:テレホンサービス:050-3816-3114 普通車・バイク(250cc超)関東運輸局千葉運輸支局:テレホンサービス:050-5540-2022
市内物件の不動産登記の名義の変更	→ 管轄の法務局	千葉地方法務局:043-302-1311 ※1月1日までに法務局での手続きが完了しない場合は、管轄の市税事務所所管資産課へお問い合わせください。
社会保険被保険者の喪失届	→ 日本年金機構千葉年金事務所又は勤務先	日本年金機構千葉年金事務所:043-242-6320 幕張年金事務所:043-212-8621
厚生・共済年金等の被保険者の喪失届	→ 日本年金機構千葉年金事務所・共済組合・勤務先	日本年金機構千葉年金事務所:043-242-6320 幕張年金事務所:043-212-8621
各種介護サービスの停止	→ 各契約事業者	—
市営墓地名義の変更	→ 各墓地管理事務所	桜木霊園:043-231-0110 平和公園:043-228-2057
公共料金の名義変更	→ 東京電力・水道局・NTTなど	—
農地の相続等の届出	→ 農業委員会事務局	農業委員会事務局:043-245-5769 nogyo.AG@city.chiba.lg.jp
在留カードの返還	→ 出入国在留管理庁	東京出入国在留管理局千葉出張所:043-242-6597

あなたの相続手続を応援します

法定相続情報証明制度

この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。
詳しくは法務局ホームページをご覧ください。
※一部利用できない機関がありますので、提出先にご確認ください。

法務局ホームページ